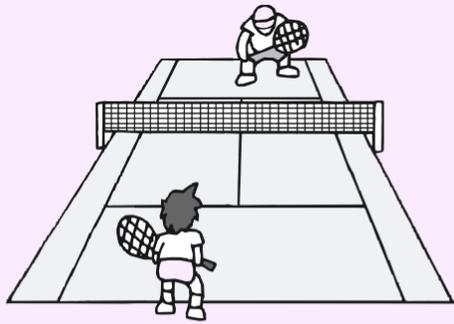


## 大原中のテニスコート整備について

**Q** 大原中学校の中庭のテニスコートは水はけが悪く大変使用しにくいのではと思われ  
ます。早急な対策が必要と思われ  
ますが、どのようなお考えか  
お尋ねいたします。

森下 純三

**A** 平成21年度に実施する北  
側校舎等の耐震補強及び大  
規模改修工事と合わせて検討し  
ます。また、現役部員に対して  
は、溜まった水のポンプによる  
強制排水や、大原公園テニスコ  
ートの利用で対応したいと考  
えます。



## 教育の充実について

**Q** 臨時的任用教員の勤務任  
期は地方公務員法の規定に  
より、最長で1年間となってい  
ますが、学校現場の状況を考え  
ると、現実と乖離している点が多  
いと感じます。教育委員会と  
して、法改正を含め関係機関に  
要望をする必要があると思いま  
すが、考えをお尋ねします。

朝田 和宏

というところもございませ  
う。教育委員会としても引き続き  
同一者を任用できるよう、県の  
人事担当者会議等で要望してま  
いりましたが、今後も教育長協  
議会等を通じて、県へ要望して  
まいりたいと考えます。

**A** 教育とは、教職員が保護  
者や児童・生徒との信頼関  
係を構築し、その上に成り立つ  
と考えます。信頼関係を築くに  
は時間がかかるものであり、1  
年間の任用期間では、信頼関係  
を築くことができた時には異動

## 大瀬運動公園サッカー場について

**Q** 中川河川改修工事に伴  
い、新堤防の築造工事が国  
交省の19年度補正予算により南  
川崎地区まで急ぎよ行われる  
が、今後、工事が下流地域まで  
延伸された場合、大瀬運動公園  
サッカー場が新堤防の予定線上  
に位置していることから、利用  
に大きな影響がある。いつ頃ま  
で利用可能で、利用できなくな  
った場合、他の場所に確保する  
考えがあるかについて伺いま  
す。

服部 清二

体的な計画は説明できないとの  
こと。今後の地元説明会や用地  
買収を考えるとしばらくの間は  
引き続き利用できると考えてい  
ます。

他の場所に確保する事につい  
ては、公園内の野球場、ソフト  
ボール場等施設全体を総合的に  
見直し、利用者に不便をかけな  
いよう関係部局と十分検討する  
とともに国に機能回復を要望し  
ていきます。

**A** 江戸川工事事務所による  
合いがあるので、現時点では具

## 消防の広域化について

**Q** 消防組織法が改正され、  
県は消防広域化推進計画を  
策定し県内7ブロック案が決定  
した。関係する市町村（八潮市  
は春日部、越谷、草加、三郷、  
吉川市と松伏町の第6部プロッ  
ク）協議会設置と広域消防計画  
が検討され、平成24年度をめど  
に自治体の議決を経て広域化す  
るスケジュールが出された。

池谷 和代

広域化は市の自主的な判断で  
行い、消防職員に情報を公開し  
てその意見が反映されるよう、  
国会両院で附帯決議がされてい  
る。市の消防力の基準に対し現  
時点ではどのような充足率か。  
広域化で強化されるのか。

**A** 近隣の職員数の充足率を  
見ると、越谷市61%、草加  
市74%、三郷市71%、八潮市  
74%となっている。署所の数、  
消防車の台数等については整備  
指針の数を満たしていない。こ  
れが、広域化を図ることで、充  
足率が上がり（管轄人口30万人  
以上になると消防力の基準が下  
がるため）、今以上の消防力の  
強化、市民サービスの充実が図  
られるものと考ええる。

## 「保育ママ」制度について

**Q** 「保育ママ」制度が子育  
て支援策の一環として注目  
され、法整備への動きも進んで  
いますが、今後の本市のお考え  
について、お伺いします。

戸川 須美子

**A** 本市におきましては、特  
に低年齢児の待機が多いこ  
とから、保育所の低年齢児の待  
機児童解消や多様化する保育需  
要に因應するためには、「保育マ  
マ」制度は必要と考えており、  
今後の国の法制化の状況や近隣  
自治体の状況などを踏まえ、十  
分検討してまいります。



## 生産緑地の追加指定について

**Q** 生産緑地地区は「公害又  
は災害の防止、農林漁業と  
調和した都市環境の保全等に役  
立つ農地等を計画的に保全し、  
良好な都市環境の形成をはかる  
都市計画の制度」とされていま  
す。地元野菜に対する信頼性、  
農産物の安定的な供給等という  
ことから生産緑地の追加指定を  
することについて市の考えをお  
聞きます。

鹿野 泰司

と③指定当時に追加指定は行わ  
ないと説明していることから、  
当分の間、追加指定は行わない  
こととしています。

しかし、現在策定中の都市計  
画マスタープランや埼玉県の  
「生産緑地地区追加指定指針」、  
さらには近隣市の例をふまえて検  
討していきたいと考えていま  
す。

**A** 原則として、①現状にお  
いて公共施設の計画や新た  
な市街化区域への編入等の計画  
がないこと②安易な追加指定は  
税の公平性から望ましくないこ